

利用規約

1. 契約の成立

入会申込書（以下「入会申込書」といいます）に署名または記名押印した保護者（以下「契約者」といいます）は、入会申込書及び本規約の内容に同意したうえで、特定非営利活動法人地域文化に関する情報とプロジェクト（以下「当法人」といいます）が運営する「日英YOMI・TAI アカデミック教室」（以下「本教室」といいます）に対して入会及び契約の申し込みを行い、本教室がこれを承諾した場合において、入会申込書及び本規約をその内容とする契約（以下「本契約」という）が成立します。

2. 役務の提供及び対価の支払

- 本教室は、契約者に対し、本教室の定めるクラスの中から契約者が選択した入会申込書記載の内容のサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。なお、クラス毎のカリキュラムの詳細は、当法人のWebサイト（<https://www.yomi-tai.com/>）及び入会申込書（以下「当法人のWebサイト等」といいます）の記載をご確認ください。
- 契約者は、クラス毎に設定された授業料等（以下「授業料等」といいます）の入会申込書に記載された金額を、入会申込書記載の方法により納入期限までに支払うこととします。
- 前項のお支払いが遅延した場合は、本教室は、年6%の遅延損害金を請求することができることとします。
- 本教室が特別に認めた場合に限り、契約者以外の者が授業料等を支払うことを認めることがあります。ただし、当該支払者が第2項の納入期限までに支払わなかった場合、本教室は契約者に対し第2項に基づく支払いを前項の遅延損害金と併せて契約者に請求するものとします。

3. サービスの形態

- 本サービスは、集団指導によって契約者に提供されるものとします。
- 集団指導とは、オンラインにて所定の指導時間内に講師（1クラス1名）が複数の生徒（1クラス最大6名）に対して授業形式で読解や速読等の指導を行うものです。
- 本サービス提供中に、本サービスの提供を妨害するような行動等、本サービスの提供に不適当な状況が発生した場合には、教育的配慮に基づき、講師が生徒（本サービスの提供を受ける者を指し、以下同様とします。）または契約者の要求に応じない措置や教室を退室させたりする等の措置を講じる場合があります。

4. 教育的配慮

- 本サービス提供中に、本サービスの提供を妨害するような行動等、本サービスの提供に不適当な状況が発生した場合には、教育的配慮に基づき、講師が生徒または契約者の要求に応じないことがあります。また、教室からの退室等、当法人が適当と判断する措置を講じる場合があります。
- 契約者及び生徒は、正当な理由がある場合を除き、前項に基づく措置に異議を述べないものとします。

5.サービスの開始日

本契約において、本サービスの開始日とは、生徒が現実受講したか否かを問わず、入会申込書に記載した日とします。

6.欠席及び授業の振り替え等

- 生徒が事前に定められた授業日時を欠席したとき、授業料（教室運営費、教材費を含む）等の返金はありません。
- 生徒が事前に定められた授業日時に受講できないとき、契約者は前日までに本教室に連絡することにより、月1回を上限として、受講日時を本教室と協議の上、別の日（基本的に当月内とします）に振り替えることができます。
 - 振替の日時及び内容等については、契約者のご希望に添えないことがあります。
 - 振り替えた授業をさらに振り替えることはできません。
 - やむをえず振替の授業が調整できない場合、テキストによる教材の提供及び添削指導に代替するサービスを提供するものとします。
- 生徒が前項に定める回数の振り替えを当月内に消化できない場合は、契約者は受講日時を本教室と協議の上、翌月内に1回限り、本サービスを無料で受けられるものとします。
 - 日時及び内容等については、契約者のご希望に添えないことがあります。
 - 本項が適用される授業の日時をさらに振り替えることはできません。
 - やむをえず振替の授業が調整できない場合、テキストによる教材の提供及び添削指導に代替するサービスを提供するものとします。

7.サービスの実施場所

- 本サービスは、オンラインビデオ通信サービスZoom、Googleブラウザサービス（Chrome）を利用して提供します。サービス利用者は本サービス利用前に、Zoomサービス規約に同意し、Zoomアプリのインストール、動作確認を行うものとする。また、Googleサービス規約に同意し、Chromeの動作確認を行うものとする。
- ZoomおよびGoogleの利用により生じた損害について本法人は一切責任を負わないものとします。
- Zoomを利用した本サービス提供中の様子は、本サービスの品質向上等を目的として録音・録画することがあります。また、サービスの円滑な提供を行うため、事務局が授業に参加する場合があります。
- 本サービスは利用者の利用環境（PC及びスマートフォン、タブレットのハードスペック、ソフトウェア条件、通信ネットワーク環境等）によっては正常に利用できない場合があります。
- 利用者は、申込時及び本サービスの利用期間中に自己の責任において当法人が別途定める推奨システム環境に適合することを確認し、本サービスの諸機能を利用するものとします。
- 利用者の利用環境に起因し、本サービスの利用が出来ない場合、当法人はその責任を負わないものとします。

8.契約期間及び本サービスの内容等の変更

- 本契約の有効期間は、入会申込書記載のとおり、契約締結日から翌月末日までとします。ただし、本契約は、契約者または本教室から本契約の有効期間満了日の属する月の10日までに本教室所定の書面による申出がない限り、1か月単位で自動更新されるものとし、以後同様とします。なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。
- 前項の規定に基づき更新された後の本契約の終了を希望する場合には、終了を希望する日が属する月の10日までに本教室にご連絡いただくものとし、当月の末日をもって本契約を終了するものとします。なお、本契約終了後に再度入塾を希望する場合には入塾金は免除となります。
 - 当月10日までに申し出を行った場合、当月末日
 - 当月11日以降翌月10日までに申し出を行った場合、翌月末
- 契約者は、本教室所定の方法による申出をすることにより、次に掲げる日から受講曜日時間の変更を希望することができます。
 - 当月10日までに申し出を行った場合、翌月1日
 - 当月11日以降翌月10日までに申し出を行った場合、翌々月1日
- 受講曜日時間の変更を希望された場合において、変更先の生徒数が定員に達しているときは、受け入れ可能となるまで受講を待機することとなります。また日時については、契約者のご希望に添えない場合があります。

9.休会

- 契約者は、本教室所定の書面による休会申出時期に応じ、次に掲げる日（以下「休会開始日」とする）から休会することができます。
 - 当月10日までに申し出を行った場合、翌月1日
 - 当月11日以降翌月10日までに申し出を行った場合、翌々月1日
- 休会は1か月単位とし、その間の授業料は発生しません。
- 受講再開を希望された時点で生徒数が定員に達している場合、受け入れ可能となるまで受講を待機することとなります。また日時、講師については、契約者のご希望に添えない場合があります。
- 休会期間は、休会開始日から最大6か月とし、この期間に受講を再開されない場合は、休会期間の最終日をもって退会したものとします。
- 前項の規定により退会した生徒が、再度利用を希望する場合は、再度入会申込を行うものとします。

10.本教室による解除

- 本教室は、生徒または契約者が次のいずれかの事由に該当する場合、本契約を直ちに解除することが出来ます。
 - 他の生徒や本教室スタッフまたは講師、その他第三者に危害を及ぼす行為を行った場合
 - 本教室の秩序を乱したり、授業を妨げる等の行為を行った場合
 - 本教室のスタッフまたは講師の指示や指導に従わない場合
 - 授業料を2か月以上滞納した場合

- 生徒または契約者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合
- 本教室の事前の承諾を得ることなく、授業の映像を録音、録画又は撮影した場合
- 前項の規定により本契約が終了した場合であっても、すでにお支払いいただいた授業料等の返金を行わず、また未納分の授業料等はお支払いを要するものとします。

11. クーリングオフ

- 契約者は、本契約書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は書面によって本契約を解除することができます。
- クーリングオフが不実告知による誤認、または威迫による困惑によって行使されなかった場合、本教室から改めてクーリングオフができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過する日までは書面によって本契約を解除することができます。
- 第1項及び前項による本契約の解除は、契約者が本契約を解除する旨を記載した書面を発信したときより成立します。
- 第1項及び第2項による本契約の解除については、手数料は不要とし、契約者は損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。提供を受けた役務の対価、その他金銭の支払い義務はありません。既に代金または対価の一部もしくは全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

12. 著作権等

- 本サービスにおいて発生した生徒の成果物（以下「成果物」といいます）の所有権及び著作権（著作権法第27条及び28条所定の権利を含みます）、特許権、商標権、意匠権等の一切の知的財産権を含むその他一切の権利は生徒または契約者に帰属するものとします。
- 生徒または契約者は、本教室に対し、成果物を本教室の宣伝広告等に利用することを無償で許諾するものとします。なお、本教室が宣伝広告等に成果物を利用する場合には、当該著作物の制作者が特定できない形で利用するものとします。

13. 損害賠償

本教室の管理下でない間に発生した事故、生徒の能力が向上していないことに関する損害については、本教室は一切損害賠償の責めを負わないものとします。また、本教室の管理下における生徒の行為に起因する偶然の事故については、法律上の損害賠償に基づき生徒及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

14. 本サービスの終了

本教室が本サービスを終了する場合には、2ヵ月以上前に契約書に書面、電話または電子メール等にて通知するものとします。

15. 事業譲渡等

当法人は、本サービスを第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い、本サービスの運営者たる地位、本契約に基づく権利及び義務並びに契約者及び生徒の情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者及び生徒は、契約者たる地位、本契約に基づく権利及び義務並びに契約者及び生徒の情報等の譲渡につき予め同意し承するものとしします。

16.個人情報の取扱い

当法人は、本サービスの提供に関連して取得した個人情報を、当法人の定めるプライバシーポリシーに従って適切に取り扱うものとしします。

17.本規約の変更

- 当法人は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、本規約を変更する必要性が生じた場合には、民法第548条の4（定款約款の変更）に基づき、本規約を変更することができます。
- 当法人は、前項の規定により本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当法人のWebサイトへの掲載その他の方法により以下の事項を周知するものとしします。
 - 本規約を変更する旨
 - 変更後の本規約の内容
 - 効力発生日

18.紛争の解決

- 本契約について疑義が生じた場合、その他本契約に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとしします。
- 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

2022年9月

特定非営利活動法人 地域文化に関する情報とプロジェクト